

では言えず、被害児童及び相手方公務員の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

次に、上記①ないし③に係る月日は、当該協議又は報告を行った県の職員に係る情報であると認められるので、法5条1号該当性について検討すると、これらは、当該職員の個人に関する情報であって、文書Bで既に開示されている組織名、職名等により、特定の個人を識別することができることとなるものであるが、同号ただし書ハの公務員の職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。

したがって、当該職務遂行の内容であるこれらの月日は開示すべきである。

○「千葉大学大学院社会文化科学研究科設置計画書のうち特定個人の教育研究業績書」の不開示決定の件（平18・7・28（行情）答申201）

諮問庁	文部科学大臣	原処分	不開示	審査会結論	一部取消
対象文書	千葉大学より当時の文部省に提出された「平成6年度千葉大学大学院社会文化科学研究科設置計画書のうち特定個人の教育研究業績書」				
関係条文	情報公開法5条1号				

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の記載内容等について

本件対象文書は、全部で3枚の文書から成り、1枚目は、i) ①「著書、学術論文等の名称」（本件では、著書、学術論文に区分されて記載されている。）、②「単著、共著の別」、③「発行又は発表の年月日」、④「発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称」及び⑤「概要」の各欄に区分されているとともに、ii) 表題部に「教育研究業績書」との表記、作成年月日、特定教員の氏名（署名ではない。）及び印影並びにiii) 枠外に括弧付番号及び頁の記載がある。また、2枚目及び3枚目は、上記1枚目

のi)の各欄に係る記載及びiii)の頁の記載がある。

これらの記載内容は、上記iii)の記載を除いて、全体として法5条1号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(2) 「著書、学术论文等の名称」、「単著、共著の別」、「発行又は発表の年月日」、「発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称」及び「概要」について

ア 本件対象文書の①「著書、学术论文等の名称」欄には、著書及び学术论文として整理された著作物の名称等が記載され、当該著作物に係る②「単著、共著の別」、③「発行又は発表の年月日」、④「発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称」及び⑤「概要」が当該著作物ごとにそれぞれの欄に記載されている。このうち、③及び④の欄の記載をみると、いずれの著作物も公刊され、あるいは、公表することを前提として掲載しているものと認められることから、これらの著作物は、広く一般に公になっているものと認められる。したがって、①から④までのいずれの欄も、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当し、同号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

また、①の欄の末尾の記載も、広く一般に公になっている著書、学术论文等についての情報であると認められるので、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると言ふべきである。したがって、当該記載も開示すべきである。

イ ⑤「概要」欄のうち、1枚目の最初の著作物に係る概要欄の4行目から5行目にかけて記載されている編者や共著者の氏名は、当該著作物において当然に明らかになっているものであり、また、同概要欄の3行目の当該著作物の分量を示す記載及び5行目から6行目までの本人担当部分に係る記載も上記ア前段と同様に明らかになっているものである。したがって、いずれの部分も、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、法5条1号ただし書イに該当し、同号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

ウ ただし、⑤「概要」欄のうち、上記イの部分を除いたその他の部分については、発表された著作物そのものではなく、教員本人が本件

対象文書の提出に当たり、新たに作成したものであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当するとも認められないため、同号の不開示情報に該当し、不開示とすることが相当である。

(3) 表題部の「教育研究業績書」との表記、作成年月日、特定教員の氏名(署名ではない。)及び印影並びに1枚目から3枚目までの枠外の記載について

ア 上記(2)のア及びイのとおり、本件対象文書の記載の一部が開示されることになると、本件対象文書に記載された著作物等において、著者等としての氏名が明らかにされていることから、特定教員の氏名は、法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当し、さらに、「教育研究業績書」との表記は、様式として公にされており、いずれの部分も同号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

イ また、1枚目の枠外の括弧付番号の記載は、様式として公にされており、1枚目から3枚目までの枠外の頁の記載とともに、法5条各号に定めるいずれの不開示情報にも該当しないものと認められるので、開示すべきである。

ウ なお、表題部のうち、作成年月日及び特定教員の印影については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当するとも認められないため、同号の不開示情報に該当し、不開示とすることが相当である。

3 理由説明書における諮問庁の説明について

(1) 諮問庁は、大学設置分科会審査運営内規に定められているとおり、本件対象文書は、研究者としての研究業績ではなく、あくまでも教育者として計画に係る科目を担当するにふさわしいかどうかといった観点から記載された教員個人の業績等にかかわるものであり、研究者の同意の下で一般に公表されている研究者の研究業績とはそもそも性質が異なるものであると説明する。

しかしながら、本件対象文書に記載されている著書、学術論文等は、諮問庁が説明するように、教育者として計画に係る科目を担当するにふ

さわしいかどうかといった観点から記載された教員個人の業績等にかかわるものであるかどうかはともかくとして、そのすべてが広く一般に公になっているものであることは明らかであって、諮問庁の説明は、上記の判断を左右するものではない。

なお、学校教育法65条1項で「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」とされ、また、大学院設置基準8条1項で「大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究上必要な教員を置くものとする。」とされ、さらに、同設置基準9条の各号において、修士(博士)課程を担当する教員は、その担当する専門分野に関し(極めて)高度の教育研究上の指導能力があると認められる者である旨規定されており、そもそも大学院の担当教員は、教育面だけでなく研究面を含めてその資質として指導能力があることが求められており、現に、本件対象文書の表題名は「教育研究業績書」と記載されていることから、少なくとも、本件対象文書の性格を教育面ないし教育者の観点だけから捉えるべきものとは言えないと考えられる。

(2) また、諮問庁は、平成16年度(行情)答申第299号によると「行政機関においては、職員録に一定の地位以上の職員の氏名や配属等を掲載していることから、職員録のバックナンバーを調べることにより、職員の経歴の一部を知ることが可能となるものであるが、そもそも、職員録は、作成時点における職員の氏名や配属等を明らかにしているものすぎず、当該記載から職員の経歴の一部を知ることができるとしても、このことをもって人事記録に記載された職員の詳細な経歴等が慣行として公にされ又は公にすることが予定されているとは言えない。」と判断されていることから、上記答申と同様に本件対象文書についても当該研究者の研究業績等の情報が一般に入手できる情報から知り得るものであったとしても、このことをもって教育者としての能力の審査の観点から作成された文書が公にされ又は公にすることが予定されているとは言えないとも説明する。

しかしながら、上記答申は、既に公になっている一時点ごとの情報(ある時点である官職に就いていた旨の情報)を集めてみても、時系列的な

詳細な情報（いつからいつまでどの官職に就いていたか）には成り得ず、したがって、両者は同一の情報とは言えないことから、「一時点ごとの情報が明らかになっているとの理由により、それとは異なる時系列的な詳細な情報も公にすべき性質を有する」ことにはならないとしているのであって、本件においては、著書又は学術論文の発表という一時点ごとの情報（業績）と一覽的に記載されている情報（業績）は、情報としては同じものであり、前者に公表慣行が認められるのであれば、後者も公にすべき性質を有すると認められると判断しているので、上記答申とは判断の前提が異なるものである。

の内容や建設に伴う見返りなどをすべて公に明らかにして議論した方が結局早期に円満に解決するとして、前記各文書を公開することが公正かつ適正な意思形成の著しい支障となるものではないとするが、そのようないわば政策的考慮と、右各文書が本件条例の非公開事由に該当するかどうかとは、別個の事柄といわざるを得ず、控訴人主張のような事情を考慮しても、前記の結論を左右するに足るものではない。また、控訴人は、右主張後段のとおり、専門委員会の任務や、専門委員会に対して住民側が説明する機会を与えられなかったことなどを考慮すれば、本件各文書を公開することこそが、公正かつ適正な意思形成に有益である旨主張するが、本件条例6条4号アの非公開事由が、文書を公開することによる有用性や公益性を問題にしていないことは前記(1)のとおりであるから、右控訴人の主張も理由がない。

(5) まとめ

したがって、本件各文書中、第2回報告書の別紙2②ないし⑤以外の部分及び会議配布文書中のプラントメーカー選定に関する資料は、本件条例6条4号アの意思形成過程における情報と認められるから、右非公開事由に該当すると判断すべきであるが、第2回報告書中の右部分は右非公開事由に該当するとはいえない。

情
公
四
八

○環境影響評価書等の開示請求に対し、未成熟かつ不確定なものとして意思形成過程情報に当たるとしてなされた非公開決定の取消しが求められた事案につき、環境影響評価書は技術的な性格を有する文書で公表することが本来予定されているとして、非公開決定を支持した原判決の破棄を命じた事例（最判平16・6・29裁時1336・5、判時1869・17、判タ1160・99）

自治体名	岐阜県
関係条文	岐阜県情報公開条例6条1項7号

2 〔前略〕

(1)～(4) 〔省略〕

(5) 本件条例6条1項は、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書に係る公文書の公開をしないことができる。」と規定している。そして、同項7号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、協議、調査、試験研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの」と規定し、また、同項8号は、「監査、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟又は交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題及び採点基準その他県又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」と規定している。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断した。

本件公文書は、被上告人において検討中のものであり、本件専門部会の審議、協議、調査等が行われていた段階の未成熟かつ不確定なものであるべきであるから、これを公開すると、そこに記載された本件都市計画に係る事業による環境への影響の予測ないし評価が既に確定したものと印象を県民に与えることが予想され、無用な誤解を招き、上記事業に関する議論が錯そうするなどして、現在又は将来の都市計画事業の審議等に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがある。したがって、本件公文書には本件条例6条1項7号所定の非公開情報が記録されているから、同項8号所定の非公開情報が記録されているかどうかについて判断するまでもなく、被上告人は本件公文書を公開しないことができる。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係等によれば、本件非公開決定がされた時点においては、本件環境影響評価書等の内容が確定し、これらが公にされていた上、既に本件都市計画の変更決定が行われていたというのである。そうすると、本件公文書を公開することにより、当該事務事業に係る意思形成に支障が生ずる余地はない。また、将来の同種の事務事業に係る意思形成に対

する影響についてみると、本件環境影響評価書等のような環境影響評価準備書や環境影響評価書は、一定の技術的指針に従って作成される技術的な性格を有する文書で、公表することが本来予定されているものであり、その事務事業が決定されて意思形成が完了した後に上記各文書の成案前の案が公開されることになったとしても、その事務事業に係る意思形成に支障が生ずるということとはできない。結局、本件公文書を公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるということとはできないから、本件公文書に本件条例6条1項7号所定の非公開情報が記録されているということとはできない。

さらに、本件公文書を公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるべき事情が存することにつき特に主張、立証のない本件においては、本件公文書に本件条例6条1項8号所定の非公開情報が記録されているということもできない。

5 以上によれば、原判決のうち本件公文書に関する部分には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち上記部分は破棄を免れない。そして、上記部分については、上告人の請求は理由があるから、第1審判決を取り消し、本件非公開決定のうち本件公文書に関する部分を取り消すべきである。

〔後略〕